

特定非営利活動法人 S a m a y a プロジェクト 2 1

入 会 規 約

第1条（入 会）

特定非営利活動法人 S a m a y a プロジェクト 2 1 の設立主旨及び事業目的に賛同する者は、入会申込書により事務局を経由し理事長に入会を申し込むとともに、定められた年会費を納入することで会員として入会することができる。

理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

第2条（年会費の額）

この法人の目的に賛同し、事業を賛助する為に入会した個人および団体を賛助会員とする。賛助会員は総会において定めた次の額の年会費を納入しなければならない。

年会費	個人	1口	3,000円
	団体	1口	30,000円

第3条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である企業及び団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第4条（退 会）

会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第5条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、法人はこれを除名することができる。

- (1) 定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第6条（抛出金品の不返還）

既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

以 上